

保育所等入所選考基準表

「保育の必要性」を保育所等入所選考基準表に置き換え、この「指数」の高い方から入園を決定します。
 なお、同一指数の場合は、同一指数世帯順位表で比較して決定します。

区分	保護者の状況					選考基準指数		
	類型	番号	細目					
A	居宅外労働	1	外勤	1ヶ月 180 時間以上	の就労を常態とする	25		
				1ヶ月 170 時間以上	180 時間未満の就労を常態とする	24		
				1ヶ月 165 時間以上	170 時間未満の就労を常態とする	23		
				1ヶ月 160 時間以上	165 時間未満の就労を常態とする	22		
				1ヶ月 155 時間以上	160 時間未満の就労を常態とする	21		
				1ヶ月 150 時間以上	155 時間未満の就労を常態とする	20		
				1ヶ月 145 時間以上	150 時間未満の就労を常態とする	19		
				1ヶ月 140 時間以上	145 時間未満の就労を常態とする	18		
				1ヶ月 135 時間以上	140 時間未満の就労を常態とする	17		
				1ヶ月 130 時間以上	135 時間未満の就労を常態とする	16		
				1ヶ月 127 時間以上	130 時間未満の就労を常態とする	15		
				1ヶ月 124 時間以上	127 時間未満の就労を常態とする	14		
				1ヶ月 120 時間以上	124 時間未満の就労を常態とする	13		
				1ヶ月 115 時間以上	120 時間未満の就労を常態とする	12		
				1ヶ月 110 時間以上	115 時間未満の就労を常態とする	11		
				1ヶ月 100 時間以上	110 時間未満の就労を常態とする	10		
				1ヶ月 90 時間以上	100 時間未満の就労を常態とする	9		
				1ヶ月 80 時間以上	90 時間未満の就労を常態とする	8		
				1ヶ月 70 時間以上	80 時間未満の就労を常態とする	7		
				1ヶ月 60 時間以上	70 時間未満の就労を常態とする	6		
				1ヶ月 48 時間以上	60 時間未満の就労を常態とする	5		
B	居宅内労働	2	自営・農 林漁業	1ヶ月 180 時間以上	の就労を常態とする	22		
				1ヶ月 170 時間以上	180 時間未満の就労を常態とする	21		
				1ヶ月 165 時間以上	170 時間未満の就労を常態とする	20		
				1ヶ月 160 時間以上	165 時間未満の就労を常態とする	19		
				1ヶ月 155 時間以上	160 時間未満の就労を常態とする	18		
				1ヶ月 150 時間以上	155 時間未満の就労を常態とする	17		
				1ヶ月 145 時間以上	150 時間未満の就労を常態とする	16		
				1ヶ月 140 時間以上	145 時間未満の就労を常態とする	15		
				1ヶ月 135 時間以上	140 時間未満の就労を常態とする	14		
				1ヶ月 130 時間以上	135 時間未満の就労を常態とする	13		
				1ヶ月 127 時間以上	130 時間未満の就労を常態とする	12		
				1ヶ月 124 時間以上	127 時間未満の就労を常態とする	11		
				1ヶ月 120 時間以上	124 時間未満の就労を常態とする	10		
				1ヶ月 115 時間以上	120 時間未満の就労を常態とする	9		
				1ヶ月 110 時間以上	115 時間未満の就労を常態とする	8		
				1ヶ月 100 時間以上	110 時間未満の就労を常態とする	7		
				1ヶ月 90 時間以上	100 時間未満の就労を常態とする	6		
				1ヶ月 80 時間以上	90 時間未満の就労を常態とする	5		
				1ヶ月 70 時間以上	80 時間未満の就労を常態とする	4		
				1ヶ月 60 時間以上	70 時間未満の就労を常態とする	3		
				1ヶ月 48 時間以上	60 時間未満の就労を常態とする	2		
				3	内職	1日 7 時間以上	の就労を常態とする	13
						1日 5 時間以上	7 時間未満の就労を常態とする	8
						1日 4 時間以上	5 時間未満の就労を常態とする	3
C	出産等	4	妊娠・出産	出 産	20			

区分	保護者の状況						選考基準指数
	類型	番号	細目				
D	疾病・障害	5	病気・負傷	入院	入院が1か月以上にわたると見込まれるもの		25
				入院	入院が1か月未満と見込まれるもの		20
			居宅療養	常時病臥		25	
				精神性疾患若しくは感染性の疾病又は特定疾患		20	
				一般療養(週3日以上)の通院を常態)		18	
				一般療養(週1日～2日の通院を常態)		15	
		一般療養(上記以外の一般療養で保育が必要と認められるもの)		10			
		6	障害者		身体障害者手帳1.2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級該当者		25
					身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級該当者		20
					身体障害者手帳4級、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳3級該当者		15
E	介護・看護	7	親族の介護		A－1と同様の基準とする。		
			親族の看護	在宅	A－1と同様の基準とする。		
				入院	B－2と同様の基準とする。		
F	災害	8	災害		災害(火災・風水害・地震等)復旧に当たっているもの		25
G	求職活動・起業準備	9	求職・起業準備等		求職活動中のもの(起業準備含む)		1
H	就学	10	通学	1ヶ月	180 時間以上	の就学を常態とする	25
				1ヶ月	170 時間以上	180 時間未満の就学を常態とする	24
				1ヶ月	165 時間以上	170 時間未満の就学を常態とする	23
				1ヶ月	160 時間以上	165 時間未満の就学を常態とする	22
				1ヶ月	155 時間以上	160 時間未満の就学を常態とする	21
				1ヶ月	150 時間以上	155 時間未満の就学を常態とする	20
				1ヶ月	145 時間以上	150 時間未満の就学を常態とする	19
				1ヶ月	140 時間以上	145 時間未満の就学を常態とする	18
				1ヶ月	135 時間以上	140 時間未満の就学を常態とする	17
				1ヶ月	130 時間以上	135 時間未満の就学を常態とする	16
				1ヶ月	127 時間以上	130 時間未満の就学を常態とする	15
				1ヶ月	124 時間以上	127 時間未満の就学を常態とする	14
				1ヶ月	120 時間以上	124 時間未満の就学を常態とする	13
				1ヶ月	115 時間以上	120 時間未満の就学を常態とする	12
				1ヶ月	110 時間以上	115 時間未満の就学を常態とする	11
				1ヶ月	100 時間以上	110 時間未満の就学を常態とする	10
				1ヶ月	90 時間以上	100 時間未満の就学を常態とする	9
				1ヶ月	80 時間以上	90 時間未満の就学を常態とする	8
				1ヶ月	70 時間以上	80 時間未満の就学を常態とする	7
			1ヶ月	60 時間以上	70 時間未満の就学を常態とする	6	
			1ヶ月	48 時間以上	60 時間未満の就学を常態とする	5	
	在宅	1日	7 時間以上	の就学を常態とする	20		
		1日	5 時間以上	7 時間未満の就学を常態とする	15		
		1日	4 時間以上	5 時間未満の就学を常態とする	10		
I	虐待・DV	11	虐待・DV	虐待・DVのおそれがあること			25
J	その他	12	その他市長が定める事由		前各号に掲げるもの以外で、保育の必要性があると認められる場合		～25

- 1.この表においての保護者とは、主に子どもを養育している父母とする。
- 2.選考基準指数の最高は25、最低1とする。なお、2項目以上に該当する場合であっても最高点は25とする。
- 3.親族の経営する会社等への勤務で、有限会社や株式会社等の法人格を取得している場合は居宅外労働とする。
- 4.特定疾患とは、国及び市(県)の特定疾患として認定されているものをいう。
- 5.市長による特例の「その他」に該当する場合は入所選考会議にて指数を認定する。